



## 日本古代の「大臣」についての一試考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00008011">https://doi.org/10.24729/00008011</a>

# 日本古代の「大臣」についての一試考

## An Essay on “Daijin” in the Antique of Japan

黒田 達也\*

Tatsuya KURODA\*

(昭和58年4月13日受理)

### あ ら ま し

律令制前代の「大臣」は「オホオミ」と訓み、臣姓氏族の代表であり、連姓氏族の代表とされる「大連」と並ぶものと一般に解されている。しかし、「大臣」は本来「オホマヘツキミ」と訓まれたもので、有力官人たる「マヘツキミ」の大なる者とみられ、たとえ大連が存在したとしても、それと同格の存在ではなく、群臣の代表・最高実権者であったと考えられる。

#### 1. はじめに

律令制前代の政治・社会についての研究は近年さかんに行われ、それぞれの分野で貴重な成果があげられてきており、ことに支配制度の究明において顕著なものがある。しかし、孝徳・斉明朝以前については、部制・国造制・ミヤケ制等地方支配制度について成果があげられているとはいえ、中央権力構造の究明は、史料的制約もあって、極めて不十分な状況である。

孝徳朝以前に官司制が形成されつつあったことは、井上光貞氏<sup>1)</sup>・直木孝次郎氏<sup>2)</sup>の先駆的研究以来明らかにされつつあるが、権力中枢部については、大王・太后・大兄・大臣・大連・大夫の存在とそれらの性格・職掌が若干指摘されるに過ぎない。そして、大臣は大和周辺を本拠とし、独自の政治的地盤を保有して王権とかわりをもつ臣姓氏族を代表し、大連は王権と直結し、大王家の家政機関を構成する連姓伴造を代表して、あい並ぶ最高執政官とされ<sup>3)</sup>両者の背後に大王家に対して歴史的関係を異にする二つの畿内貴族の集団が、新羅の和白や加羅諸国の早岐層の会議のような形態で、主として会議の形をとって組織されていたが、二つの集団は畿外に対する関係から合体されるようになり、それぞれの代表の地位のみが継承されることになった、とされている<sup>4)</sup>。また、大夫は大臣・大連の下で参議・奏請にあたる有力官人＝貴族であるとされる<sup>5)</sup>。しかしながら、大臣と大連とを対等の存在と考えることができるかどうかについては疑問があり、また、臣姓氏族と連姓氏族との相違を大王とのかかわり方に求めることにも疑問がある。

まず、大臣と大連との関係についてであるが、『日本書紀』(以下『紀』と略す)の大臣・大連任命記事や所謂「崇仏論争」に関する記述では両者が対等であったように記されており、また、継体即位時の大伴金村のように、大連が大臣よりも上位であったかのように記されている場合もあるが、次のような記載にも注意する必要がある。

(1) 新羅、以<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>上臣<sub>一</sub>。(継体23年4月是月紀注)

\* 一般教養科 (Department of General Education)

(2) 佐魯麻都, 雖是韓腹, 位居大連。廁日本執事之間, 入榮班貴盛之例。

而今反着新羅奈麻禮冠。(欽明5年3月紀)

(1)では、注記者は新羅の上臣がわが国の大臣にあたるとしている。上臣すなわち上大等は新羅の最高官職であるから、大臣をわが国の最高官職とみているのである。ここに大連がみえず、大臣についてのみ記されているのは、注記段階には大臣と並ぶ大連が存在しなかったためと考えることもできるかもしれないが、大臣と大連を並記する崇峻即位以前の記述とは異質なものを感じさせるのである。

(2)は佐魯麻都が「任那日本府」の大連であったとしているが、麻都は「日本府」にいた的臣・吉備臣・河内直等の下位であったと考えられる<sup>6)</sup>のであり、欽明5年11月紀には、

於是, 吉備臣・早岐等曰, 大王所述三策, 亦協愚情而已。今願, 歸以敬諮日本大臣

謂在任那日本府之大臣也。 安羅王・加羅王, 俱遣使同奏天皇。……

とあって、「日本府」の大臣は吉備臣よりも上位であるから、「日本府」では大臣の方が大連よりもかなり上位の存在であったと考えられる<sup>7)</sup>。これを倭政権中枢部の権力構造にそのまま結びつけることははばかれるが、見すごすことのできない史料であろう。

次に臣姓氏族と連姓氏族の性格の相違についてであるが、前者に地名を氏の名とするものが多く、後者に伴造系の氏が多いことは確かとしても、臣姓氏族の中にも伴造とみられるものも幾つもあり、地名を氏の名とする連姓氏族もかなり存在するのであるから、大王とのかかわり方で明確に分けることはできないであろう。天武朝での改姓で朝臣姓を与えられたのは臣姓・君姓氏族がほとんどであり、連姓氏族では中臣・物部両氏のみが朝臣姓で、ほとんどが宿禰姓を与えられている。また、天智朝の甲子の宣にみえる「大氏」が天武朝で朝臣姓を与えられるもの、「小氏」が宿禰姓を与えられるものと考えられている<sup>8)</sup>。してみれば、臣姓氏族と連姓氏族は対等の関係ではなく、前者の方が後者よりも上位の存在であり、臣・連というカバネは氏族の格にもとづいて与えられたと考えられるのではなからうか。大臣・大連の背後に歴史的関係を異にする二つの畿内貴族の集団があったとするためには傍証が必要であろう。また、たとえ大臣・大連が臣姓氏族・連姓氏族のそれぞれの代表であったとしても、相並ぶ関係と断定することはできないのではなからうか。

以上、所謂「大臣・大連制」なるものについての若干の疑問を述べたが、通説はこれからしても、意外に論拠薄弱なものと言えよう。そこで本稿では、大連よりも上位にあったとみられる大臣がどのようなものであったかということについて、特に古訓の面から考えてみたい。

## 2. 「臣」の訓みについて

「大臣」は一般に「オホオミ」と訓まれているが、『紀』の古訓ではほとんどが「オホマヘツキミ」「オホマチキミ」系統である。成書として現存する『日本書紀私記』や、私記の集大成とも言える『釈日本紀』も同様である。本居宣長は「大連」の「連」がカバネであり、「大臣」の「臣」もカバネであることから、「オホマチキミ」等の訓を後世のものとし、本来は「オホオミ」であるとした<sup>9)</sup>が、これが「大臣」を「オホオミ」と訓む現在の通説の初めとみられる<sup>10)</sup>。しかし、『紀』の講書・訓読は養老年間から行われて平安時代に至っている<sup>11)</sup>のであるから、最古の古訓を有する『岩崎文庫本』でも平安中期を溯るものでないとは言え、『紀』の古訓に奈良時代前後の訓みを反映するものがあると思われる。そこで本章では「大臣」の訓みについて考える前提として、「臣」の古訓について先ずみておくことにしたい。

『紀』では「臣」は①カバネ、②氏名・人名、③自分自身に対する呼称、④官人・臣下を表す語に使用されている。これらに付されている古訓は、①は「オミ」「オム」「ヲフ」<sup>12)</sup>、②は「オミ」「ミ」、③は「ヤツカレ」「ヤツコ」「ヤツコラマ」「オノ」<sup>13)</sup>、④は「マチキミ」「オミ」「ヤツコ」等である。そしてこのような訓は『古事記』(以下『記』と略す)『令義解』『先代旧事本紀』『釈日本紀』等にも共通する。「大臣」の訓みとの関係では①と④が問題となるが、①は「オミ」が本来の訓みとして確定できるので、④の訓について調べてみよう。

④に属する「臣」の用例は次の通りである。

- (1)大臣 (2)群臣 (3)諸臣 (4)臣下 (5)人臣 (6)君臣 (7)王臣 (8)臣子 (9)侍臣 (10)忠臣  
(11)寵臣 (12)小臣 (13)重臣 (14)内臣 (15)宰臣 (16)棟梁之臣 (17)博物之臣 (18)股肱臣 (19)日本臣  
(20)日本府臣 (21)諸倭臣 (22)陪臣 (23)一臣 (24)二臣 (25)三臣 (26)四臣 (27)余臣 (28)上臣・下臣

(1)の訓はほとんどが「オホマチキミ」系統である。この「臣」に「マチ」「キミ」「ヘツキミ」等の訓が付されている場合があるが、古訓が必ずしも完全な訓みを付してはいないので、「マチキミ」や「マヘツキミ」等を略記したものと考えられる。例外は、雄略即位前紀の「圓大臣」に『宮内庁書陵部禁中本』が「オホオネ」と訓を付していること、皇極元年2月丁未紀の「大臣伊梨柯須彌」に『刊本』が「オホオミ」「オホキオミ」、同紀の高句麗の「大臣」に『刊本』が「オム」、『岩崎文庫本』が「オホヲミ」「オム」(後者は「臣」のみ)と訓じていることである。

(2)の訓には「キムタチ」「マチキタチ」「マチキタチ」「マチ」「マ」等もあるが、これらは「マチキミ(ム)タチ」の省略もしくは誤記とみられるので、この訓はすべて「マチキミ(ム)タチ」ということになる。

(3)にはしばしば「大夫達」なる表記がみられるが、これは「マチキミタチ」を表わしていると考えられるので、(2)と同様に「マチキミタチ」と訓まれているのがほとんどということになる。例外は、推古13年4月辛酉朔紀・同29年2月己丑朔紀の「諸臣」の「臣」に『岩崎文庫本』が「ラン」「ラム」と訓じていること、推古16年8月壬子朔紀の「皇子諸王諸臣」の「諸臣」に『北野神社所蔵兼永本』が「モロヘノオホキミ」と訓じていることであるが、後者については「オホマチキミ」の省略かあるいは「諸王」に付されるべきであったのが誤って下の「諸臣」に付されたかのいずれかとみられる。

(4)は『刊本』が神功摂政前紀に「オノラ」、欽明16年8月紀に「大夫達」と記している。前者は群臣の奏中で群臣が自分達を指して言ったもので、③の「臣」と同様のもので、④からは区別すべきものであろう。

(5)(6)(7)の「臣」はほとんど「ヤツコ」と訓まれているが、これらは君に対する臣ということからの訓であろう。例外は雄略即位前紀の「人臣」の「臣」に『刊本』が「キミ」と記していることだけであるが、「マチキミ」なる訓との関係で注目しておきたい。

(8)は欽明23年6月紀の詔中で「君父」に対するものとして見え、『刊本』が「ヤツコラ」と訓している。これは君に対する臣ということからの訓であろうが、雄略即位前紀・武烈即位前紀の歌謡に「飢彌能古」、武烈即位前紀・天智10年12月癸酉紀の歌謡に「於彌能古」がみえるので、「ヲミノコ」とも訓まれたと考えられる。

(9)~(28)の「臣」にはすべて「マチキミ」の系統の訓が付されている。(10)には「ヒト」、(16)(20)には「ヤツコ」、(23)には「ヲミ」という訓もあるが、「ヤツコ」は君臣関係の重視によるものであり、「ヒト」は抽象的な概念である。

以上の用例の外、単独の「臣」には「マチキミ」「オミ」「ヤツコ」の3系統の訓がある。

以上のように、④に属する「臣」の訓は「マチキミ」「オミ」「ヤツコ」の3系統に分かれるが、

「ヤツコ」なる訓は君・王に対する臣下という漠然としたものであり、官職名としての「大臣」の訓を考える場合にはふさわしくないものであろう。従って、「マチキミ」と「オミ」に限定して考察を進めることにする。

『万葉集』には次のような歌が載せられている。

大夫之 鞆乃音爲奈利 物部乃 大臣 楯立良思母 (76番歌 和銅5年天皇御製)

物部乃 臣之壯士者 大王之 任乃隨意 聞跡云物曾 (369番歌)

前者の「大臣」は字数からして「オホマヘツキミ」と訓むべきであり<sup>14)</sup>、後者の「臣」は「オミ」と訓むべきであろう。また景行18年7月甲午紀の歌謡に「魔幣菟耆瀨」が見え、前述のように、雄略即位前紀等の歌謡に「ヲミノコ」の用例がみえるので、「臣」を「マヘツキミ」「オミ」と訓むことは少くとも奈良時代初期には溯ると考えられる。さらに、『翰苑』巻30蕃夷部倭国条に引く『括地志』は大徳を「麻卑兜吉寐」としている。『括地志』は、12階冠位が記され、その順序が『隋書』『通典』と同じであることからして、孝徳朝以前の倭国に関する知識による記述とみられるので、「マヘツキミ」なる語の存在は冠位12階施行期にまで溯らせることができる。大化2年3月甲申紀の所謂「大化薄葬令」には「上臣」「下臣」がみえるが、この下に大仁以下の冠位が記されていることから、これらが小徳以上の官人を指していることは明らかであり、このような「臣」の用法が他に見られず、冠位12階に則したものであることからして孝徳朝初頭以前の表現とみられる。この「臣」には、前述のように、「マチキミ」なる訓が付されているが、「マチキミ」は「マヘツキミ」の転訛であるから、『括地志』の記述を勘案すれば、この古訓は当時の訓みをかなり正確に伝えていていると思われるのである。しかし、369番歌の「臣」が天皇に対する臣下一般を意味すると考えられる<sup>15)</sup>のに対し、76番歌の「大臣」は当時の右大臣石上麻呂で、官職を指したものであり、また「大化薄葬令」の「上臣」「下臣」は上級官人を意味するものである。訓みを異にする3つの「臣」はその内容が異なるのである。そこで次に「臣」がどのような内容を表わす語として「紀」で用いられているかということについて考えることにしたい。

### 3. 「臣」の「紀」における用法について

官人を表わす「臣」の意味するところが推測できる表現をまとめると次の5つになると思う。

①臣連伴造国造 ②群臣(及)百寮 ③群臣伴造 ④群臣及百姓 ⑤上臣・下臣

①の「臣」がカバネとしての「臣」の応用上級官人を示すことは言うまでもない。

②については、中国正史にも「群臣百僚」「臣僚」なる表現が数多く見られ、これらでは「群臣」は「百僚」と同義で、表現を異にしたに過ぎないようであるので、ここの「群臣」も官人一般を意味するものと言えるかもしれない。しかし、中国正史にみられる「公卿群臣」の如き表現がわが国の史料に全く見当たらないことは問題となる。また、「群臣及百寮」<sup>16)</sup>の「及」も問題である。「諸王卿及八十諸部」<sup>17)</sup>「二三卿大夫及官人數百」<sup>18)</sup>「群臣及百姓」<sup>19)</sup>等の表現にみられるように、「及」は異なるものを結ぶ役割を果たしており、「及」の上のものは下のものより多くは上位のものである。奈良時代の詔勅には「親王等王等臣等百官人等」<sup>20)</sup>「親王等諸王等諸臣等百官人等」<sup>21)</sup>等の表現がみられるが、このような表現は「臣」と「百官人」とを区別したものとみられる。従って、「臣」は「百寮」「百官人」と表現される者より上位の官人を表わすと考えられる。とすれば、「群卿百寮」<sup>22)</sup>「卿大夫及百寮諸人等」<sup>23)</sup>「公卿百寮」<sup>24)</sup>「公卿大夫及百寮諸人」<sup>25)</sup>等の表現と比較して、「臣」は「卿」「卿大夫」「公卿」「公卿大夫」と同様に上級官人を示すものとして用いられていると考えるべきであろう。

③については、①と比較して、「臣」は上級官人としての「臣連」を指しているとみられる。

④からは官人全体を表わす「臣」の用法が考えられ、⑤は、前述のように、小徳以上の冠位を有する上級官人を意味するものである。

以上から、『紀』における官人を表わす「臣」の用法は、不明のものを除いて、上級官人を表わすものと官人一般を示すものとに大別しうる。そして前者は「卿」等と同義のもの、「臣連」を意味するもの、小徳以上の官人を表わすもの、という3種に分かれる。官人全体を表わす表現が「臣連伴造国造」系統から「群卿百寮」系統に変化したことは指摘されるところである<sup>26)</sup>から、「臣連」及び小徳以上の官人を意味する用法から「卿」等と同義の用法へと「臣」の表わすところが変化したとも考えられる。しかし、天武11年3月辛酉紀にみえる詔には、

親王以下、至<sub>二</sub>于諸臣<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>給食封、皆止之、更返<sub>二</sub>於公<sub>一</sub>。

とあり、「臣」は大宝令制下の五位以上の官人に相当するものを指しているようであり<sup>27)</sup>、一方、小徳以上は五位以上にあたる<sup>28)</sup>ので、この点では「臣」の示す内容は一貫している。また、前述のように、「群臣百寮」なる表現では「群臣」は上級官人、「百寮」は下級官人を表わしており、「臣連伴造国造」という表現は族制的なものではあるが、「臣連」は上級官人、「伴造国造」は下級官人を表わすものであって、この点も一貫しているとみられると思う。してみれば、「群臣百寮」「臣連伴造国造」の表現では漠然としているが、上級官人を表わす「臣」は大宝令制下の五位以上に相当する官人を示すと一応考えることができるように思われる。④のような官人一般を表わす「臣」は、官位令に「諸王諸臣」のものとして初位以上の官位が記されているので、8世紀に存在したことは明らかであるが、『紀』が対象としている時代に実際に用いられていたことを直接示す史料は見当たらない。ともあれ、『紀』では五位以上に相当する官人を示すと思われる「臣」と官人一般を意味する「臣」とが存在する。このような2種類の「臣」が同じ訓みであったとは考えがたいのではなからうか。

上級官人を意味する「臣」の訓はすべて「マチキミ」系統であり、それと断定できないものや本来「マチキミ」ではないと思われるものにも「マチキミ」と訓が付されている場合が多いが、一方、「諸王諸臣及天下百姓」<sup>29)</sup>の「臣」に「ラム」なる訓が付されている。また、前述のように、臣下一般を表わすと思われる「臣子」は「オミノコ」と訓まれたようである。これらのことは、官人一般を表わす「臣」が「オミ」、上級官人を表わす「臣」が「マヘツキミ」と訓まれたことを示しているのではないかとと思われる。

そこで「大臣」の訓みであるが、「オホマヘツキミ」とすれば「マヘツキミ」の大なる者、「オホオミ」とすれば官人全体の中の大なる者、あるいは臣姓者中の大なる者、となり、3つの解釈が可能である。これらのうち、どれをとるべきであろうか。次にあらためて「大臣」の訓みについて考えることにしよう。

#### 4. 「大臣」の訓みについて

第2章でみたように、「大臣」の古訓はほとんどが「オホマチキミ」系統であるが、雄略即位前紀と皇極元年2月丁未紀だけが例外である。ここではこれらを手がかりとして考えたい。

まず、雄略即位前紀の「圓大臣」であるが、これは履中2年10月紀の「圓大使主」と同一人物である。人名や称号としての「使主」に付されている訓は、「圓大使主」に『刊本』が「オホキミ」としている他はすべて「オミ」系統であり、顕宗即位前紀では「日下部連使主」に注して、「使主日下部連之名也。使主、此云<sub>二</sub>於瀾<sub>一</sub>。」とあって、「使主」が「オミ」と訓まれたことは疑えぬところである。倭国の大臣の訓で唯一の例外である「圓大臣」の「オホオネ」なる訓が「オホオミ」の転訛もしくは誤記であるならば、これは「圓大臣」が「圓大使主」とも記

され、また『記』に「都夫良意富美」等とあるところからの訓みではないかと考えられる。その逆に、「圓大使主」に付されている「オホキミ」は、「圓大使主」が「圓大臣」ともみえ、この「大臣」を「オホマチキミ」と訓んだところからの訓であろう。

「使主」は人名の他、カバネ・称号としても現われる。「使主」をカバネとする氏族は、『新撰姓氏録』によればほとんど渡来系で、<sup>30)</sup>他に所伝を有さないほどの弱小氏族であり、「大使主」と「大臣」との関係を考える場合、人名に含まれるものと同様、重要なものではなからう。称号としての「使主」を有する者もまたその多くは渡来系である。それ以外では、中臣烏賊津使主<sup>31)</sup>、和珥臣祖日触使主<sup>32)</sup>、米餅搗大使主命<sup>33)</sup>、斬着大使主<sup>34)</sup>、坂本臣祖根使主<sup>35)</sup>、小根使主<sup>36)</sup>、出雲醜大使主命<sup>37)</sup>等が知られる。これらの人々は実在しなかった可能性が大きいが、連姓氏族の中臣氏や物部氏にも「使主」を称する者がいたと伝えられていることは、それが渡来系の人々に多くみられることとあまって、「使主」が臣姓氏族に限られる称号ではなかったことを示すと考えられる。根使主が安康記で「根臣」、出雲醜大使主命が『先代旧事本紀』天孫本紀に「出雲醜大臣命」とあることから、「使主」が「臣」に通ずるものであることがわかるが、「圓大臣」の「大臣」が「オホオミ」と訓むべきものであるとしても、この「大臣」を臣姓氏族の代表者とすることはできないと思う。

また、『記』で「大臣」と「意富美」が一体のものとしては現われず、別個に現われていることも問題である。幾度か現われる建内宿禰や宗賀稻目には「大臣」とあり、「意富美」とは記されていず、その逆に、都夫良は「大臣」とは記されていないのである。「大臣」の訓みが『記』編纂段階と以前とで異なり、以前で「オホオミ」と訓んでいたのであれば、古い訓みを残そうとしている『記』に、「大臣」に直接関係する形で、何らかの注記等があったべきであるとも思われる。

従って、雄略即位前紀の「圓大臣」は執政官としての「大臣」を「オホオミ」と訓んだとする根拠とはなりえないと考える。

次に皇極元年2月丁未紀にみえる高句麗の「大臣」についてであるが、この訓から「大臣」を「オホオミ」とする訓み方が存在したことが推測できる。しかし、高句麗使人のこぼには、  
 去年六月、弟王子薨。秋九月、大臣伊犁柯須彌弑大王、并殺伊犁渠世斯等百八十餘人。仍以弟王子兒爲王。以己同姓都須流金流爲大臣。

とあり、これは『旧唐書』高麗伝の、蓋蘇文が建武王を殺して自ら莫離支になったという記述に対応する。この「莫離支」は「大莫離支」の誤記であり、皇極紀の「以己同姓都須流金流爲大臣」は「大莫離支」となった蘇文が同族を莫離支にしたと理解すべきであるとも考えられている<sup>38)</sup>。その可否はいずれにせよ、そのことと「大臣」の訓とは切り離して考えるべきである。皇極紀では大臣が大臣を任命したとしているのであり、大臣伊犁柯須彌がより上級の官職に移ったことは記されていない。わが国では、皇極朝以前では大臣は1人、孝徳朝で左・右大臣各1人、天智朝及び持統朝以後では太政大臣・左大臣・右大臣各1人となっており、また、上級官職の者が下級官職を任じるのが普通であるので、訓者が高句麗の大臣とわが国の大臣とが性格を異にすると考えたことは当然ありうることである。ここで「オホオミ」と訓じているのは、高句麗の「大臣」を官職ではなく、上級官人を表わすものと考えたことによるのではなからうか。

以上のように、「大臣」が本来「大使主」とも表記されるようなものであったとしても、「使主」は臣姓氏族に特有のものではなく、広範に用いられた称号であり、また、高句麗の「大臣」の訓からは「オホオミ」は官職を表わすものではないと考えられるのである。更に、「大臣」が本来臣姓者中の最有力者であり、後に官人全体の中の最有力者となったとしても、前章でみたように、奈良時代においては「オミ」なる語は官人一般を表わすものであったと考えられる

のであるから、その訓みが「オホオミ」から「オホマヘツキミ」へと変化する理由も見出しがたいと思う。<sup>39)</sup>従って、執政官としての「大臣」はもとより「オホマヘツキミ」と訓まれたと考えるべきであると思われる。

### 5. 『紀』における大臣・大連の配置について

前章での結論に従えば、所謂「大臣・大連制」なるものの存在も疑わしいことになる。そこで、『紀』における大臣・大連の配置からもう少し疑問を提出しておくことにしたい。

大 王	大 臣	大 連	
11 垂 仁		物部十千根	
12 景 行	} °武内宿禰		
13 成 務			
14 仲 哀			
15 応 神			
16 仁 徳			
17 履 中		物部伊苜弗	
18 反 正			
19 允 恭		(大伴室屋)	
20 安 康	葛城円		
21 雄 略	} (蘇我韓子)	} °物部目	
22 清 寧			°平群真鳥
23 顕 宗		°大伴室屋	
24 仁 賢	} °許勢男人	} °物部麁鹿火	
25 武 烈			
26 継 体			
27 安 閑		°大伴金村	
28 宣 化	} °蘇我稻目	} °物部尾輿	
29 欽 明			
30 敏 達	} °蘇我馬子	} °物部贄子	
31 用 明			
32 崇 峻			
33 推 古			
34 舒 明	} °蘇我蝦夷		
35 皇 極			
36 孝 徳	(左大臣)°阿倍倉梯麻呂→°巨勢徳陀古 (右大臣)°蘇我倉山田石川麻呂→°大伴長徳		
37 斉 明	} °蘇我連		
38 天 智	} °蘇我赤兄 (左大臣)	(物部熊)°中臣金(右大臣)	
39 天 武			

上図は『紀』にみえる大臣・大連をその記述の主張するままにまとめたものである。ただし、蘇我連については『公卿補任』の所伝も採用した。大王名の前の数字は『記』『紀』による代数、○印を付した者は任命記事を有するものである。この図から明らかになることは次のとお



りである。

- ① 蘇我氏は稲目から赤兄まで6人が宣化～天智11朝に大臣となっているが、大連も雄略～用明11朝に任命記事を有する者計6人が現われている。
- ② 大伴氏は雄略～欽明9朝に2人が、物部氏は雄略朝と仁賢～用明朝計9朝に4人がそれぞれ大連に任命されている。
- ③ 蘇我氏は稲目が宣化朝で大臣に任命されてから天智死後の壬申の乱で赤兄が失脚するまで11朝に仕えたことになっているが、一方、大伴氏は室屋が允恭紀に登場して以後金村が欽明朝で失脚するまで11朝であり、物部氏も雄略朝で目が大連となってから守屋が崇俊即位前に滅ぼされるまで11朝となっている。
- ④ 実在しなかったと考えられる武内宿禰や蘇我氏以外的大臣も含めると、臣姓の大臣は赤兄までで12人となるが、任命記事を有さない大連や連姓の大臣を含めると、大連系も12人となる。
- ⑤ 蘇我氏以外臣姓の大臣は、武内宿禰を含めると6人で、蘇我氏出自の大臣の数に一致しているが、任命記事を有さない大連と連姓大臣も計6人となっている。
- ⑥ 物部氏は8人が大連として登場しているが、これは蘇我氏の6人に阿倍倉梯麻呂と巨勢徳陀古を加えた数に一致し、任命記事を有する者と有さない者は同数である。
- ⑦ 武内宿禰は景行～仁徳朝の大臣として現われているが、物部十千根・伊宮弗の2大連は垂仁紀・履中紀に武内宿禰をはさんで位置づけられている。
- ⑧ 蘇我氏では稲目が登場する宣化紀から7代溯った雄略紀に韓子が見え、その間氏族員が現われないのに対し、大伴氏では金村が失脚した欽明朝から7代後の孝徳朝に長徳が右大臣として現われ、物部氏では守屋が滅ぼされてから7代目の天智朝に熊が登場している。

以上のような『紀』における大臣・大連の現われ方は『紀』編纂段階での作為を感じさせるものであろう。とくに蘇我氏出自の6人の大臣がその基準になっているように思われるのである。とすれば、「大連」なるものは存在しなかったのであろうか。しかし、律令制下に葬送の儀式に参与した大連・少連が存在した<sup>40)</sup>ことからすれば、律令制前代に大連が存在したことは充分推測しうるところである。とは言え、この大連と『紀』に登場する大連とは、少くとも通説に基づく上では、性格を異にするものと言わねばならない。大連を大臣と並ぶ執政官とする通説は修正される必要がある。これについては大伴・物部両氏の所伝を綿密に分析しなければならないが、ここではそのための用意も余裕もない。いずれ大伴・物部両氏の所伝についての私見を公表するつもりであるが、大伴氏は蘇我氏と、物部氏は和珥氏と、それぞれ深い関係を有するものであり、このことからしても、「大臣・大連制」の存在については疑義があることを指摘するにとどめておきたい。

## 6. むすびにかえて—中国の「大臣」との関係について

大臣を最高執政官として考えることが妥当と思われることについて述べてきたが、このようにみると、高句麗の大対盧や新羅の上大等との関係が想像される<sup>41)</sup>とともに中国の「大臣」とのつながりも注目される。稿を終えるにあたって、中国の「大臣」との関係についてみておくことにしたい。

中国の「大臣」は、その内容を明示する史料が見当たらないためか、一般に高官という漠然としたものとみられている。しかし、「初聽<sub>三</sub>大臣・二千石・刺史行<sub>三</sub>三年喪。」(『後漢書』孝安帝紀)、「離自<sub>以</sub>出<sub>於</sub>微賤<sub>一</sub>、列<sub>三</sub>位大臣<sub>一</sub>。」(『北齊書』張雕伝)というような記述は「大臣」

が一定の範囲の官人を表わす語であったことを示している。『後漢書』孝安帝紀には、「復斷<sub>二</sub>大臣二千石以上服<sub>一</sub>三年喪<sub>一</sub>。」という記述もあるが、「三公・特進・侯・中二千石・二千石・郡守・諸侯相」「三公・特進・列侯・中二千石・二千石・郡守」「公・卿・特進・侯・中二千石・郡国守相」（孝安帝紀）等のように、『後漢書』では中二千石と二千石は明確に区別されており、また、荀爽伝に「公卿及二千石」という表現があり、後漢の「卿」がすべて中二千石であることからすると、後漢の「大臣」は中二千石以上の官人を意味したと考えられる。ところで、「大臣」の内容がわかるのはこの『後漢書』の記述のみなのである。他の時代については類推するより方法がないようである。「公卿大臣」なる表現は『史記』から『新唐書』に至る中国正史にしばしば現われるもので、「公卿」と「大臣」の関係を推定させるものである。『漢書』賈山伝に「賜<sub>二</sub>天下男子爵<sub>一</sub>，大臣皆至<sub>二</sub>公卿<sub>一</sub>。」，同董仲舒伝に「若乃論<sub>二</sub>政事之得失<sub>一</sub>，察<sub>二</sub>天下之息耗<sub>一</sub>，此大臣輔佐之職，三公九卿之任，非<sub>二</sub>臣仲舒所<sub>一</sub>能及<sub>一</sub>也。」とあり、後者によって「大臣輔佐」と「三公九卿」の意味するところの類似性が明瞭であるが、前者の記述を勘案すると、「大臣」は「公卿」を含むものであり、「大臣」の中でもより高位の官人が「公卿」と考えられる。前漢では「卿」は比二千石以上の官人で、皇帝及び大官の合意によって付与された朝位と考えられる<sup>42)</sup>こと、『漢書』百官公卿表では比二千石以上の官人とそれ以下とが明確に区別されていることから、前漢の「大臣」は比二千石以上の官人の総称とみられる。前漢と後漢の「大臣」はこのように「卿」と同じ秩を有する官人以上の総称と考えられるが、三国時代以降はどうか、後漢から魏の官品制への移行は、後代とのつながりが不明の官を除けば、中二千石以上はすべて三品以上となっている。二千石以下の官で三品となったのは少くないが、これは皇帝権力の強化によるもので、皇帝との関係が深い官である。三品以上と四品以下とで大きな断層があり、梁代で三品以上・五品以上で礼数に等差を設けたと考えられる<sup>43)</sup>こと、「公卿」が三品以上の官に任じられている官人であることからして、三品以上の官にあった官人が「大臣」と総称されたのではないかと思われる。紙数の関係上史料を提示して具体的に述べることはできないが、「大臣」として正史に登場する官人は総じて「卿」以上、魏以後では三品官以上となっている。魏以後では三品以上の官についている人々を「大臣」と称したとみてよいと思われる。

以上のように中国の「大臣」について考えることができるならば、推古朝の大臣蘇我馬子は冠位を超越する存在であり、大徳以下の冠位が中国の四品以下にあたることからして、三品以上の存在となるのであるから、そこに共通性が見出されると考える。すなわち、中国の「大臣」が高句麗・新羅に導入され、それぞれ大対盧・上大等となり、わが国では中国そのままの「大臣」が受け入れられたとみられるのである。この意味での「大臣」は、従って、推古朝からということになるが、「オホマヘツキミ」としての「大臣」はそれよりも溯るであろう。推古朝以前の「大臣」＝「オホマヘツキミ」については稿をあらためることにして、本稿はここで筆をおくことにしたい。

## 注

- 1) 井上光貞「部民の研究」（『日本古代史の諸問題』所収）
- 2) 直木孝次郎「人制の研究」（『日本古代国家の構造』所収）
- 3) 上田正昭「大和国家の構造」（旧版『岩波講座日本歴史』2所収）
- 4) 吉田晶「古代国家の形成」（新版『岩波講座日本歴史』2所収）
- 5) 関晃「大化前後の大夫について」（『論集日本歴史1大和王権』所収）
- 6) 日本古典文学大系『日本書紀』下頭注

- 7) 「任那日本府」の存在性は不問にしても、大臣・大連に関する編者の認識がうかがえよう。
- 8) 日本古典文学大系『日本書紀』下天智3年2月丁卯条頭注
- 9) 『古事記伝』二十九之巻
- 10) 『古事記伝』によれば(注9)、賀茂真淵も同様に考えていたと言う。
- 11) 日本古典文学大系『日本書紀』上の大野晋氏による解説
- 12) 『新訂増補国史大系日本書紀』の古訓によれば(以下同じ)、仁徳即位前紀の「出雲臣之祖 淤宇宿禰」の「臣」に『刊本』が「ヤツコラマ」と訓を付しているのが唯一の例外である。
- 13) 安康即位前紀の物部大前宿禰の言中の「臣」に『北野神社所蔵兼永本』が「マチキムタチ」、安康元年2月戊辰朔紀の坂本根使主の言中の「臣」に『宮内庁書陵部禁中本』が「マチキミ」とそれぞれ訓を付しているのが例外である。
- 14) 『古事記伝』も同様である。
- 15) 日本古典文学大系『万葉集』一頭注
- 16) 神功摂政前紀・仁徳12年8月己酉紀
- 17) 崇神7年8月己酉紀
- 18) 仲哀2年3月丁卯紀
- 19) 履中即位前紀
- 20) 『続日本紀』天平勝宝元年7月甲午条
- 21) 『続日本紀』天平元年8月癸亥条
- 22) 崇神4年10月壬午紀など
- 23) 天武5年7月戊辰紀など
- 24) 持統4年正月戊寅朔紀など
- 25) 天武4年5月壬戌紀
- 26) 黛弘道「冠位十二階考」(『論集日本歴史1大和王権』所収)
- 27) 天武13年閏4月丙戌紀の詔中にも「亦裝束有<sub>レ</sub>闕者、親王以下逮<sub>二</sub>于諸臣<sub>一</sub>、並罰之。大山位以下者可<sub>レ</sub>罰々之、可<sub>レ</sub>杖々之。」とあり、ここでも「臣」は大宝令制下の五位以上を示している。
- 28) 武光誠「冠位十二階の再検討」(『日本歴史』346)
- 29) 推古29年2月癸巳紀
- 30) 和泉国神別に末使主がみえるが、山城国諸蕃の百濟系の末使主と同系と思われる。
- 31) 神功摂政前紀・允恭7年12月壬戌朔紀
- 32) 応神2年3月壬子紀
- 33) 『新撰姓氏録』左京・山城・大和・摂津・河内皇別
- 34) 『新撰姓氏録』未定雑姓右京
- 35) 安康元年2月戊辰朔紀・雄略14年4月甲子紀
- 36) 雄略14年4月甲午朔紀
- 37) 『新撰姓氏録』河内国皇別
- 38) 請田正幸「高句麗莫離支考」(『朝鮮歴史論集』上巻所収)
- 39) 上田正昭氏は大臣がマヘツキミと深く関係していたことを理由とされる。(前掲論文)
- 40) 『令義解』職員令諸陵司条
- 41) 拙稿「新羅官位制についての若干の疑問」(『大阪府立工業高等専門学校研究紀要』16)
- 42) 伊藤徳男「前漢の九卿について」(『東方学論集』1)
- 43) 宮崎市定『九品官人法の研究』102～103頁